

鎌ヶ谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）に関するパブリックコメント（意見募集）の実施について

1 意見募集の内容

「鎌ヶ谷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）」についての意見

2 趣旨

平成24年8月に制定された子ども・子育て3法により、児童福祉法第34条の8の2の規定が新設されたことに伴い、市町村は、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の設備や運営について、条例でその基準を定めることになりました。

市町村が条例を定めるにあたっては、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその数は、厚生労働省令で定める基準（以下「国の基準」という。）に従い、また、その他の事項については、国の基準を参照し、地域の実情に応じて定めることとなります。

本市の条例（案）は、国の基準と異なる内容を定める特別な理由がないことから、国の基準と同様に策定しています。

つきましては、本市の条例（案）の概要について、市民の皆さまからのご意見を募集します。

3 募集期間 平成26年6月9日（月）から7月8日（火）まで

※ 持参及びFAX、電子メールによるご意見は、平成26年7月8日（火）必着、郵送によるご意見は平成26年7月8日（火）の消印まで有効とさせていただきます。

4 閲覧方法

- (1) 鎌ヶ谷市ホームページ
- (2) 健康福祉部 こども課（総合福祉保健センター2階）
- (3) 情報公開コーナー（市役所3階）
- (4) 放課後児童クラブ（各小学校内）
- (5) 市内公共施設（まなびいプラザ、学習センター（各公民館）、図書館、各コミュニティセンター、各児童センター）

5 意見の提出方法

ご意見の提出方法は、住所・氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、団体及び代表者名）を明記の上、次のいずれかの方法で受け付けます。

なお、提出する書類については、別紙様式とします。

(1) 郵送の場合

〒273-0195 鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目6-1 鎌ヶ谷市役所 こども課宛

(2) 持参の場合 総合福祉保健センター2階 こども課

(3) FAX の場合 047-443-2233

(4) 電子メールの場合 ji-kyufu@city.kamagaya.chiba.jp

※ 電話等での口頭によるご意見や匿名のご意見は、パブリックコメントとなりませんのでご注意ください。

6 意見の取扱いについて

提出されたご意見の概要とご意見に対する市の考え方については、すべてをとりまとめ、ホームページ等で公表します。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見や公表することが不適切な情報を除いたものとします。また、ご意見をいただいた方への個別回答はいたしませんので、あらかじめご承知ください。

7 問い合わせ先

鎌ヶ谷市 健康福祉部 こども課 こども支援室

電話：047-445-1141（代表） 内線758